

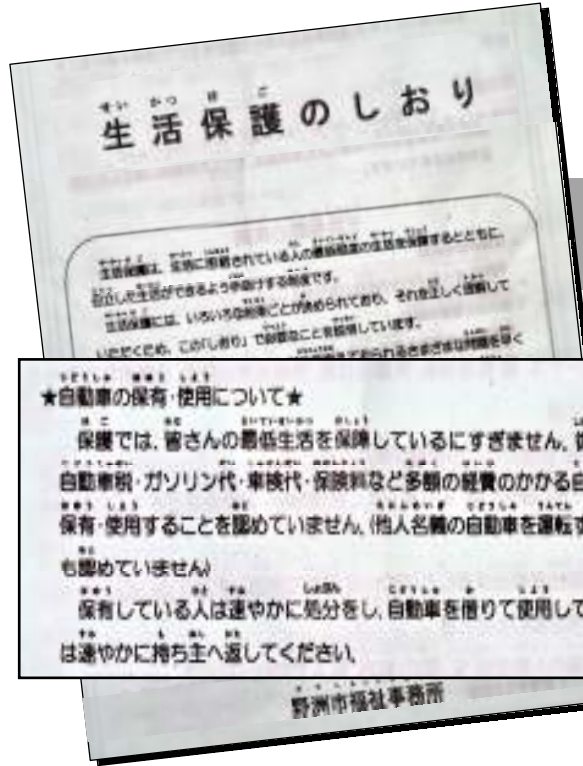


こんにちは
東郷まさあきです

日本共産党

ご意見・ご要望をお寄せください
野洲市比江864 (☎589-4158)

2018年5月13日 No.90



最後のセーフティネット
生活保護制度

誰しも、失業・倒産、病気で生活が困窮する場合があります。これを保護し、生活の立ち直りを手助けするのが憲法25条に基づく生活保護制度なんです。

ところが野洲市のホームページや「生活保護のしおり」では、保護基準に反し、申請をためらうような不適切な記述があることがわかりました。これについて、滋賀県当局も県下市町の生活保護担当者を集めた会議で「記述の見直し」を指示しました。

野洲市の「しおり」やホームページ
申請ためらう不適切な記述

市が生活保護を説明する「生活保護のしおり」やホームページでは法的根拠をもたないようなものや高圧的記述がありました。

ホームページでは、「生活保護を受ける前にしていただくこと」の項で、『親子、兄弟姉妹等から援助してもらえよう努力を』と記述しています。「そのようなことができないから生活保護を受けたい」と思う人から見れば申請の入り口で「私はダメなんだ」と思いま

す。生活保護法では、このような条件はありません。※この項は現在削除されている

「生活保護のしおり」では、独身女性の場合、『妊娠が判明した時点で、子どもの父親からの支援を受けられると判断し、生活保護が廃止となる場合がある』と、まるで妊娠即、打ち切りと受け取れるような記述となっています。制度上、調査もなく打ち切る規定はなく誤解を受

ける記述です。また『自動車の所有・使用は一切認めない』と断定していますが、障害者や不等地などでは認められる場合もあり、極めて不適切な記述です。さらに『保護は最低生活を保障しているにすぎない』として、『しおり』全体に『高圧的・上から目線』に感じるものです。

生活困窮者に寄り添う野洲市だからこそ、市民の立場で検証と改善を

野洲市は生活困窮者に寄り添い全国的にも誇れる施策を進めるまちです。その中で、国の相次ぐ制度改悪のもと現場の福祉事務所は激務であり、精神的負担も大きく、職員のみなさんは一生懸命だと思えます。この点では改めて行政全体で保護行政の検証が必要だと思います。生活保護はまさに「最後のセーフティネット」。どこまでも市民に寄り添う行政を願います。

滋賀県が改善を指示

日本共産党演説会

5月26日(土)午後3時
大津市民会館・大ホール



私がお話します
ぜひともご参加ください
衆議院議員
笠井あきら

あなたの疑問がスッキリ！
森友・加計疑惑。働き方改革と社会保障
9条改悪と北朝鮮・自衛隊……



お問合せ先 東郷まさあき (☎589-4158)